

第33回 農業委員会総会 会議録

内容

1	開 会	1
2	議 題	1
	(1) 議事録署名委員の決定について	1
	(2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	1
	議案第1号	2
	(3) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	3
	議案第2号	3
	議案第3号	5
	(4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	6
	議案第4号	6
	議案第5号	7
	議案第6号から議案第8号	8
	議案第9号	8
	(5) 非農地証明について	9
	議案第10号	9
	(6) 農用地利用集積計画に係る意見決定について	10
	議案第11号	10
	議案第12号から議案第18号	11
	議案第19号から議案第22号	11
	追加議案第1号 矢板市定住促進に係る農地の特段面積取扱い基準の廃止について	12
3	閉 会	14

日 時 令和5年2月20日（月）16時00分
場 所 第一委員会室

○ 出席者

会長	15番	渡邊 浩正	
会員	1番	手塚 みち子	2番 篠木 薫
	3番	福田 一紀	4番 町野 位夫
	5番	佐藤 栄一	6番 石塚 英好
	7番	渡邊 晴夫	8番 大野 文子
	9番	君島 道夫	10番 阿久津 正一
	11番	福田 英一	12番 渡辺 正明
	13番	揚石 明	14番 佐藤 喜久男

1 開 会

○議長（渡邊 浩正） 本日は、ご苦勞様です。

本総会の出席議員数は15名となり、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。それではただいまから第33回農業委員会総会を開催いたします。

（16：00）

2 議 題

(1) 議事録署名委員の決定について

○議長 会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りをいたします。

（議長一任）

○議長 それでは議長より指名いたします。13番 揚石 明 委員 1番 手塚 みち子 委員を指名します。指名のとおり御異議ございませんか。

（なし）

○議長 ありがとうございます。

(2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 付議事件（2）、農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について、議題にします。

議案第1号

○議長 それでは、議案第1号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 次に、本日も現地調査を実施しておりますので、当番班 1班 班長、
14番 佐藤 喜久男 委員にお願いします。

○佐藤 喜久男 委員

本日、午前8時30分から、委員3名、事務局3名の計6名で、農地法3条1
件、農地法4条2件、農地法5条6件、非農地証明1件の計10件の現地調査
を実施いたしました。

詳細については、各当番委員が報告しますので、皆様方のご審議をよろしくお
願いいたします。

○議長 はい、ありがとうございます。現地調査の総括的な報告が終わりました。

次に、議案第1号の現地調査の詳細な報告を、7番 渡邊 晴夫 委員に
お願いします。

○渡邊 晴夫 委員（申請地位置説明）

主要地方道塩原矢板線の高速道路ボックスから約300m程北に行ったとこ
ろであり、田として耕作されており、何ら問題ないとみてまいりました。皆さま
の慎重審議よろしくお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第1号について、質疑
意見等を求めます。

○議長 ないようですので、これより採決いたします。

原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(3) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 付議事件(3)、

議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

○議長 次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

○事務局長(事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、現地調査の詳細な報告を、11番 福田 英一 委員にお願いします。

○福田 英一 委員(申請地位置説明)

本申請地は、合会公民館の北西の場所です。申請内容は建設残土を盛土して整地し柿木を植えるということですが、現地調査をしたところ、整地すれば柿木は植えることが出来ると思われまますので、農地改良の必要性が無いと思われる。隣接には水路があり、大雨の時には、上流で水が氾濫し、住民を救助したこともある。2mの土盛なので崩れて水路を埋めたり、市道の方に崩れてしまうことが懸念される。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、質疑意見等を求めます。

○議長 5番 佐藤 栄一 委員

○佐藤 栄一 委員

そのままでも植えることが出来るということですが、さらに2m埋めるということですか。土砂流失対策はどうなっておりますか。

○事務局

申請者から提出された計画図面を添付しております。計画図によりますと水路の手前に手掘りの堀を掘って流失を防ぐようになっております。

○佐藤 栄一 委員

1割5分の勾配では安定勾配とは言えない。安定勾配は2割勾配だと思うので5年後、10年後に崩れる可能性があるのでは、利用区域が境界までなのか、余裕をもっているのか、わかりますか。

○事務局

境界までか、余裕を持たせているかは、わかりません

○佐藤 栄一 委員

境界より離して利用するのであれば仕方ないかなと思いますが、水路が埋まると心配だという意見がありましたので、安定勾配で無いことと、境界まで利用することとなれば問題だと思います。

○議長 他にありませんか。

○議長 6番 石塚 英好 委員

○石塚 英好 委員

手掘りの水路となっておりますが、年月が経つと自然と埋まってしまい効果がなくなるのではないかと、構造物があれば管理もできると思うので今のままでは問題がある。

○議長 14番 佐藤 喜久男 委員

○佐藤 喜久男 委員

柿木を栽培するということですが、現地を見た限り、道路から低いわけでもなく、柿木栽培に当たっては、なぜ、残土を盛る必要があるのかと思いました。自走式の防除機を使用し管理となっておりますが、どのような機械を使用するのかはわかりませんが、果樹農家等が使用している機械としても、平らでないで使用できないものではないので、土盛りの必要性が無いのではないかと思います。

○議長 はい、ありがとうございます。この件については、いろいろ問題があると

思いますので、今回は保留とし、申請人に対し状況を確認し処理したいと思いますがいかがでしょうか。

○議長 5番 佐藤 栄一 委員

○佐藤 栄一 委員

面積が3,000㎡を超えているので、県の土砂条例の許可がないと4条の許可が出せないのではないですか。

○事務局

県の土砂条例では、農地法の許可が先で、その後、県の土砂条例の許可が出る。

また、農地法の申請をしないと、土砂条例の申請も出来ないようです。

○佐藤 栄一 委員

並行して申請している状態であるということによろしいか。

○事務局 そうです。

○佐藤 栄一 委員 わかりました。

○議長 議案第2号については、今回保留とすることによろしいか、お諮りします。

(異議なしの声)

○議長 異議なしと認め、保留とします。

議案第3号

○議長 議案第3号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、現地調査の詳細な報告を、11番 福田 英一 委員にお願いします。

○福田 英一 委員 (申請地位置説明)

申請地は、主要地方道矢板那珂川線のハッピーハイランドから東に300m程行ったところです。以前に許可を受けた場所ではありますが、コロナ等の影響で工

事が遅れ、期限までに完了できなかったために、工期を延長するとのことですので、何ら問題ないとみてまいりました。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、質疑意見等を求めます

○議長 5番 佐藤 栄一 委員

○佐藤 栄一 委員

期間の延長だけなら改めて許可を取る必要がないのではないかと。

○事務局

一時転用ですので、期間延長の報告だけでも良いかと思いましたが、市の土砂条例の関係で申請して頂いた。

○佐藤 栄一 委員 わかりました。

○議長 他にございませんか。ないようですので、これより採決いたします。

議案第3号について原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 付議事件(4)、農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

議案第4号

○議長 議案第4号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、現地調査の詳細な報告を、14番 佐藤 喜久男 委員をお願いします。

○佐藤 喜久男 委員 (申請地位置説明)

申請地は、主要地方道矢板那須線乙畑高架橋の南、約300mで、JR宇都宮線の西側に位置しております。周囲は宅地と道路に囲まれ、他の農地には影響がないので、何ら問題ないとみてまいりました。皆様の慎重審議よろしく願います。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、質疑意見等を求めます。

○議長 ございませんか。ないようですので、これより採決いたします。

議案第4号について原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第5号

○議長 議案第5号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、現地調査の詳細な報告を、14番 佐藤 喜久男 委員にお願いします。

○佐藤 喜久男 委員 (申請地位置説明)

申請地は、JR片岡駅から南に約1kmの行ったところのツルハドラックの西側に位置し、耕作されていない状況ですので、何ら問題ないとみてまいりました。皆様の慎重審議よろしく願います。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、質疑意見等を求めます。

○議長 ございませんか。ないようですので、これより採決いたします。

議案第4号について原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第6号から議案第8号

○議長 議案第6号から議案第8号については以前買受適格照明により落札した案件ですので一括で審議いたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、現地調査の詳細な報告を、14番 佐藤 喜久男 委員にお願いします。

○佐藤 喜久男 委員（申請地位置説明）

申請地は、沢地内の「かさね橋」から西に300mの所に位置し、周囲は宅地や道路ですので、他の農地には影響がないので、何ら問題ないとみてまいりました。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、質疑意見等を求めます。

○議長 ございませんか。ないようですので、これより採決いたします。

議案第6号から議案第8号について原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第9号

○議長 議案第9号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、現地調査の詳細な報告を、11番 福田 英一 委員にお願いします。

○福田 英一 委員（申請地位置説明）

申請地は、スーパーオオタニの東側に位置し、作物は作られておらず、きれいに管理されております。約2か月の一時転用ですので、何ら問題ないとみてまい

りました。皆様の慎重審議よろしく申し上げます。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、質疑意見等を求めます。

○議長 ございませんか。ないようですので、これより採決いたします。

議案第9号について原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(5) 非農地証明について

○議長 付議事件(5)、非農地証明について議題に供します。

議案第10号

○議長 議案第10号について事務局の説明を求めます。

○事務局長(事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、現地調査の詳細な報告を、7番 渡邊 晴夫 委員に申し上げます。

○渡邊 晴夫 委員(申請地位置説明)

申請地は、下太田市営住宅の北側に位置し、現地には庭木等が生えており、50年以上たっているということで、何ら問題ないとみてまいりました。皆様の慎重審議よろしく申し上げます。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、質疑意見等を求めます

○議長 ございませんか。ないようですので、これより採決いたします。

原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(6) 農用地利用集積計画に係る意見決定について

○議長 付議事件(6)、農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、9番 君島 道夫委員の退室を求めます。(退室)

議案第11号

○議長 議案第11号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長(事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。

○議長 それでは、質疑意見等を求めます。

○議長 5番 佐藤 栄一 委員

○佐藤 栄一 委員

全筆貸すようですが、離農給付金などはどうなっておりますか。

○事務局

以前は離農給付金でしたが、現在は、地域計画を伴わないと出ないそうですのでありません。

○佐藤 栄一 委員 わかりました。

○議長 他にございませんか。ないようですので、これより採決いたします。

議案第11号について原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案が終了しましたので、9番 君島 道夫 委員の入室を求めます。(入室)

議案第12号から議案第18号

○議長 議案第12号から議案第18号について関係する委員がございませんので一括で審議してよろしいかお諮りいたします。

(異議なしの声)

○議長 異議なしと認め、議案第12号から議案第18号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。

○議長 それでは、質疑意見等を求めます。

○議長 ございませんか。ないようですので、これより採決いたします。

議案第12号から議案第18号について原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第19号から議案第22号

○議長 議案第19号から議案第22号について継続案件ですので一括で審議します。事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。

○議長 それでは、質疑意見等を求めます。

○議長 5番 佐藤 栄一 委員

○佐藤 栄一 委員

議案第19号の所在が、「立石」となっておりますが、「立足」でよろしいのですか。

○事務局 立足の間違いです。すみません。

○佐藤 栄一 委員 告示が関係しますのできちんと訂正してください。

○議長 他にございませんか。ないようですので、これより採決いたします。

議案第19号から議案第22号について原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

○議長 続いて追加議案書をご覧ください。

追加議案第1号 矢板市定住促進に係る農地の特段面積の取り扱い基準の廃止について

○議長 追加議案第1号、矢板市定住促進に係る農地の特段面積取扱い基準の廃止について議題に供します。

追加議案第1号

○議長 追加議案第1号について事務局の説明を求めます。

○事務局 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。

○議長 それでは、質疑意見等を求めます。

○議長 14番 佐藤 喜久男 委員

○佐藤 喜久男 委員

別段面積の考え方なんですが、住宅に隣接している農地に対してとっていたのですが、離れている農地も別段面積の考えでよろしいのかお聞きしたい。

○事務局

空き家バンクに登録されている農地については、少し離れていても別段面積とっていた。

○議長 他にございませんか。

○議長 9番 君島 道夫 委員

○君島 道夫 委員

空き家バンクの市の担当はどちらになりますか。

○事務局 都市整備課になります。

○議長 5番 佐藤 栄一 委員

○佐藤 栄一 委員

3条全般について、50アールの下限面積がなくなったと考えるとよいのか。

○事務局

農地法の改正なので全国的でございます。ただ、下限面積の撤廃だけで他の従事用件等は変わらない。現在、県と農業会議所でガイドラインを作成しているところですので、近いうちに皆様にお知らせできると思います。

○佐藤 栄一 委員

今までは面積要件で判断していたが、今後は実際に耕作できるかどうかを確認しなければならない、全国的に下限面積の撤廃ということで理解しました。

○佐藤 喜久男 委員

自ら耕作する意思を示す考えなのか。

○事務局

まだ不明な点がありますので、ガイドラインができましたらお知らせします。

○議長 他にございませんか。ないようですので、これより採決いたします。

原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

3 閉 会

○議長 以上をもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

令和5年 月 日

議長 渡邊 浩正

議事録署名員 千塚 みち子

議事録署名員 揚 石 明